

第1回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年8月25日（火）午前9時31分から10時10分
2. 開催場所 研修センター2階大会議室

3. 出席委員

会長	12番	石堂	かよ子		
会長職務代理者	11番	西田	三郎		
農業委員	1番	高田	真盛	2番	牛野 進一郎
	3番	久保田	力雄	4番	砂坂 浩一郎
	5番	小山	幸良	6番	寺内 秀昭
	7番	河野	律雄	8番	古市 道則
	9番	中畠	一三	10番	中之藪 堅二郎

農地利用最適化推進委員（順不同）

イ.	崎田	善昭	ロ.	向井	克巳
ハ.	中園	廣行	ニ.	中峯	哲義
ホ.	片板	大作	ヘ.	雨田	俊孝
ト.	原田	晃生	チ.	小脇	尚武

4.

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案協議

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和2年度第1号農用地利用集積計画書（案）に対する意見決定について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断について

議案第4号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	山田	直樹
農地振興係長	戸川	修一郎
農地振興係	中村	陽星
農地集積支援員	牛野	学

7. 会議の概要

事務局 本日は全員が出席しておりますので、本日の総会は、南種子町農業委員会会議規則第6条の規定により成立していることを報告いたします。

議長 ただいまから、第1回 農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり。)

議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号 3番、久保田 力雄 委員。4番、砂坂 浩一郎 委員 を指名します。

議長 日程第2、(議案協議) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和2年度第1号 農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定について、を議題にします。

事務局 それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いいたします。戸川係長。2ページをお開きください。

議案第1号は、農用地利用集積計画の承認について、令和2年8月31日を公告日とする農用地利用集積計画(賃借権 6件・農地中間管理権 4件・所有権移転 1件)を定めたいので承認を求めるものです。

資料は3ページをご覧ください。

まずは基盤法による利用権設定です。期間の始期を令和2年9月1日から令和4年12月31日を終期とするもので、畑 ●●㎡ の1件。その下、令和7年8月31日が終期の5年存続で、地目は 畑、●●㎡ の3件に期間10年及び期間40年が各1件となっています。

それでは資料は4ページをお開きください。計画内訳書について説明いたします。

番号1番、利用権を設定する者は、南種子町○○××番地 A・91歳、利用権の設定を受ける者は、南種子町○○××番地 B・59歳、経営面積は ●●㎡。申請地は○○字△△××番、同字××番、地目は 畑で、面積は2筆合計 ●●㎡、賃借料は10アール当り1万円、現金払いでスナップエンドウの作付けを行い、期間5年の新規設定です。6ページをお開き頂きますと図面を添付しておりますのでご確認頂きお目通しください。

4ページに戻りまして、2番の C と B の利用権設定について、土地の所在が○○字△△××番、面積は ●●㎡。内容については1番で説明したものと変わらないのでお目通しください。図面は7ページに添付してあります。

3番の D と E については親子関係で使用貸借となっています。土地の所在についてはお目通しください。期間は10年です。5ページを見てい

ただきますと、4番は F と G の使用貸借で期間は 40 年で新規設定です。次に5番の H と I の利用権設定ですが、賃借料については年額で〇〇円 となっています。これはH氏所有のハウス使用料も含まれております。図面は 10 ページに、航空写真は 11 ページに添付していますのでお目通しください。続いて5ページにお戻りください。

最後6番は鹿児島市〇〇在住の J と〇〇××番地 K・60歳の賃借権です。申請地は〇〇字△△××番及び〇〇字△△××番で2筆の合計は●●㎡です。賃借料については2筆で〇〇円の現金支払いです。スナッフエンドウの作付けを行います。

続いて、農地中間管理権による利用権の設定です。資料は 13 ページをお開きください。なお、事業の概要について先ほど説明を終えた基盤強化法による利用権の設定については先にお配りしています研修会資料の「11」をご覧ください。これから説明する農地中間管理機構による利用権の設定については研修会資料「12」の2枚目に載っていますので合わせてお目通しください。

さて、研修会の折説明させていただきましたが先ほど説明した基盤強化法による利用権設定とは違い窓口は農業委員会ではなく総合農政課が窓口となります。

公告年月日は基盤法によるものと同様で8月31日。期間は令和2年9月1日から令和7年8月31日の5年のものが2件で令和12年8月31日の10年間のものが2件の計4件です。14ページをお開き頂き1番は L から農地中間管理機構を通じ表の右端にある耕作者 M との賃借権です。土地の所在が〇〇字△△××番、地目は畑で、面積は●●㎡で、安納芋の作付けを行います。

2番は N を出し手とし、耕作者が先ほど同様 M です。内容等についてはお目通しください。次に3番・4番ですが、ともにお目通しいただいてるものとし時間の都合もあるので割愛させていただきます。なお、今回申請された利用権設定のほとんどがコロナウイルス対策の臨時給付金関係であることも付け加えておきます。なお、図面については15ページから18ページに添付していますのでお目通しください。

19ページをお開きください。次に第1号議案の最後になりますが、所有権移転案件についてです。

内容としましては農地中間管理機構 鹿児島県地域振興公社による農地売買事業で今回は機構による買入れについての案件です。対価の支払いについては、地域振興公社から O 氏に支払う日にち及び引き渡し時期については本日の総会決定を前提とし来月の9月14日としています。20ページをお開きください。譲渡人は 〇〇△△在住の O・80歳です。土地の所在については南種子町〇〇字△△××番及び××番の2筆で面積は2筆合計 ●●㎡、地目が畑、買入金額は 〇〇円 で反当 〇〇円の計算と

なります。この事業については、研修会資料「12」の1枚目左側にお示ししてありますが流れとしては今回土地の所有者である〇氏から公社が買入れ鹿児島県地域振興公社に登録します。その後公社ではその土地を必要とする農業者、今回は P ですが売渡に向けての審査に入り公社の審査を経て農業委員会の総会で提案し承認されると売渡しとなります。この事業のメリットとしては、今回の公社による買入れの場合土地の売り手は買入成立後代金がすぐに入金され譲渡所得等の軽減が受けられます。〇〇円までが特別控除の対象です。所有権移転登記も公社と農業委員会で行います。

以上で、説明を終わりますが図面及び公社に提出する利用集積計画書は21ページから23ページに添付していますのでご確認ください。

賃借権及び農地中間管理権を取得する者、所有権移転を行おうとする者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しており、今後も農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、議案第1号の農用地利用集積計画について承認を求めます。説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑はありませんか。

(「はい。」の声あり)

議長 11番委員 はい。西田委員。

11番委員 資料5ページ、整理番号4番、Fさん、Gさんの契約ですが、存続期間が40年というのは、これから計算しますとFさん：108歳、Gさん：99歳となりますが、果たして農業経営をすることが出来るのかなと考えます。

議長 事務局 はい。事務局。

事務局 はい。その質問に関しては想定しておりましたが、書類を受付した際に、私の不在時であり、聞き取りができる状況ではなかったということと、本人が40年と書いてきている状況であったので、これについては再度本人に確認をしておきたいと思っております。変更は今更ないと思いますがやはり40年という期間は長く、1つには余裕をもったの考えだったのかもしれないですが、詳細な状況は追って次回にお知らせできればと思います。

11番委員 事務局 そうしますと、4番については内容が変わる可能性はありますか。

事務局 先程も申しましたが、期間について変更するという事は恐らくないだろうと思います。

(「はい。」の声あり)

議長 7番委員 はい。河野 律雄 委員。

7番委員 関連があるんですけど、FさんとGさんの関係はどんな風になりますか。

議長 事務局 はい。事務局。

事務局 はい。直接本人に確認していませんが、周りから兄弟だという風に伺っ

ております。

議 長
4 番委員

他に質疑はございませんか。

私の担当地区ですので、間違いなく兄弟だと申し上げます。

(「はい。」の声あり)

11 番委員

はい。総会を通して「40 年」という契約を果たして認めて良いものかどうか、判断をすべきかと思えます。

(「はい。」の声あり)

議 長
事 務 局

はい。事務局。

おっしゃる通りであります。それでは本人確認をいたしまして、来月の総会に諮り直すということにいたします。それと事務局としても、私のいない間に受け取りをした場合に、ちゃんとチェックが出来ていなかったということもありますので、その点につきましてはお詫び申し上げます。大変申し訳ありませんでした。

議 長
事 務 局

局長、この貸借期間については何か決まり事があるのでしょうか。

年数の決まりについては、特にありません。議長、懇談に入っていてよろしいですか。

議 長

懇談に入ります。

議 長
議 長

懇談を解きます。

他にございませんか。

(「はい。」の声あり)

議 長
事 務 局

はい。事務局。

はい、今この件について私の方は来月の総会に諮り直すという風に言いましたが、それをすべきか、それとも今定例総会でこのまま承認すべきであるのかどうか、もう一度審議をしていただきたいと思えます。

議 長

はい。事務局からありましたけれど、来月もう 1 回審議し直すか、先ほどの懇談の中でお話をした件につきまして納得していただけたか諮りたいと思えます。それについて賛成の方は、挙手をお願いします。

(「はい。」の声あり)

議 長
7 番委員

はい。河野 律雄 委員。

はい。挙手（多数決）の前に確認しておきたいのですが、答弁の内容は必ず本人に話しをしてもらって、その内容というのは 40 年という申し出がありました。この正式な定例総会の中で異論、こういう質問がありましたということで再度確認したいという話を添えながら、総会の中でどういう風になりましたという報告はしてもらわないと我々も困ります。だからその人に聞いてもらって 40 年という数字を法律もあるので 30 年に直しましょうという話をしているかも知れないし、そう言われた時一応聞いて来月の総会で報告をしてもらいたいという、私の意見でございます。

議 長

はい。他にご意見がございますか。

(「はい。」の声あり)

議 長 はい。西田 三郎 委員。

11 番委員 内容そのものは期間 40 年ということを除けば特に問題はないと思えます。本案はこのまま総会決議をして、提案した事務局側として提案を取り下げたりするのはよろしくないの、このまま採決に諮るとということが望ましいと思われま。

議 長 はい。分かりました。今総会で（審議するというに）賛成の方は挙手でよろしいでしょうか。この審議について、推進委員の方は挙手をする必要はございません。

農業委員の方だけ、挙手をお願いいたします。

今月のこの場で、この件については、今日で終わりにするか、来月またもう一度やり直すか、今日で終わりにするというに賛成の方は挙手をお願いします。賛成 10、反対 1 ということでの多数決でございます、この件に関しては今定例総会において決議するというにいたします。

(「はい。」の声あり)

7 番委員 はい。反対ということではありません。私はこう思いますと意見を申し上げただけであって、それに対して発言者の西田委員の話がありましたから、それに対しては私も賛成です。反対ではありません。

議 長 はい。賛成多数ということで、整理番号 4 番の件につきましては、これで終わりです。

他に質疑はございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成のようですので、原案のとおり決定いたします。

議案第 1 号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、譲渡人・Q、譲受人・R を議題にします。

事務局 それでは、事務局より議案第 2 号の説明をお願いします。中村主事補。24 ページをお開きください。

議案第 2 号は、農地法第 3 条の規定による許可申請について、審査を求めるもので、所有権の移転が 1 件です。

整理番号 1 番から、資料を読み上げます。

整理番号 1 番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 Q。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 R です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は 畑、地積は ●●m²。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、25 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条

第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
参考資料は26ページから添付しています。
以上1件につきましては、8月11日の現地調査により耕作等について確認しております。以上で説明を終わります。

議長 長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。整理番号1番、西田 三郎 委員。

11番委員 ご説明申し上げます。本案はQさんからRさんに、贈与による3条申請ということになります。Rさんのお父さん、とQさんが昔、兄弟付き合いをしてきたという、そういう関係もあってRさんも引き続き同じような付き合いを続けているということでございます。この農地については、既に5年ほど前から無償で貸して、ガジュツを栽培していたということです。

今回はQさんからRさんに「もう、あなたにあげるから耕作しなさいよ」というお話しがあったそうでございます。

またこの土地の下の方に、Rさんの田んぼがあるということで、そこから水を引くのにも近いということでRさんが承諾したということでございます。

以上のことから現場での調査でも特に問題はないものと判断をしたところでございます。宜しく申し上げます。

議長 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 長 質疑はありますか。
(「異議なし。」の声あり)

議長 長 異議がないようですので、議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成のようですので、原案のとおり決定いたします。

議案第2号については原案のとおり決定いたしました。

議長 長 議案第3号 農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断について、対象地：〇〇字△△××番 外14件を議題にします。

支援員 それでは、事務局より議案第3号の説明をお願いします、牛野 支援員。
31ページをお開きください。

議案第3号は、農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断についてです。

次の土地は現地調査の結果、農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しない旨の決定をしたいので、議決を求めるものです。

整理番号1番。台帳所有者が南種子町〇〇××番地 S。

土地の所在は、南種子町〇〇字△△××番。地目は 畑、地積は ●●m²。

外 14 筆の合計 15 筆、地積合計が ●●m² になります。この 15 筆につきましては、利用状況調査の結果から再生困難な農地であると判断し、既に山林化の様相を呈しており、農地への復元が著しく困難であると判断できる土地であります。

この件につきましては、8 月 11 日の現地調査において、会長、農地部長、月担当農業委員、職員で現地確認をしております。以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑はありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第 3 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成のようですので、原案のとおり決定いたします。議案第 3 号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第 4 号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について、変更計画農用地の編入 を議題にします。

農再生対策係長 それでは議案第 4 号の説明をお願いいたします。総合農政課 小川係長。
それでは私の方で議案第 4 号について、ご説明させていただきます。

議案第 4 号は、農業振興地域整備変更計画に対してご意見を求めるものであります。資料は 41 ページをご覧ください。

今回の変更申請については、農用地区域への編入の 1 件であります。まず①の申請者は南種子町で中山間地域総合整備事業に伴うものとなっております。

変更しようとする土地は、別紙のとおり 18 筆になります。総面積は〇〇アールであり、変更後の用途は農用地であります。これにつきましては、今後の中山間地域総合整備事業につきまして整備計画が入ってきたということで編入という手続きになります。

詳細につきましては、編入の資料にお目通しください。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。
(「はい。」の声あり)

議 長 はい。他にご意見がございますか。
(「はい。」の声あり)

議 長 はい。西田 三郎 委員。

11 番委員 はい。中山間地域総合整備事業（一般）に伴う編入ということですが、

過去に中山間地域総合整備事業でというのは2回ほど実施してきたと思います。今回は整備地区としてどこの地域をするのかということと、主な事業内容について教えてください。

議 長 はい。総合農政課。

農業再生対策係長 整備計画としては、平山地区は用排水路整備、同じく荃永地区につきましても用排水路整備、中之上・河内地区につきましても、同様に用排水路整備、島間地区は農道・用排水路整備ということになっております。詳しいことはそこまでですが、よろしいでしょうか。

議 長 西田委員、よろしいでしょうか。

11 番委員 前回と内容は被ってはいないと思いますが、要するに平山地区、これは長谷を含みますか。平山地区、上中地区、島間地区というような感じなんです。これで中山間事業で南種子のほぼ全域がカバーされたということになるかと思うんですが、総事業費、幾らぐらいになるんですか。

農業再生対策係長 すみません。総事業費、事業の詳細については、県営事業でございますので、担当は土地改良係になりますので、今私の手持ちの資料ではご説明が出来ません。長谷を含めてすべての中山間地域総合整備事業ということで、私の方でやっております。事業費の内訳については、詳しい回答が出来ませんので、後もって委員には説明をさせていただきます。よろしいでしょうか。

11 番委員 次回の総会の時に農業委員として興味がありますので、そのように詳しい資料をください。

議 長 農業再生対策係長、そのように対応をしていただいてよろしいでしょうか。

農業再生対策係長 分かりました。

議 長 他に質疑ありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成のようですので、原案のとおり決定いたします。

議案第4号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 以上で、本日の総会の議案事項は全てを終了いたします。